

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(4)安全・安心な暮らしづくり ⑥米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないため、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること。
- 地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効性のある取組を講じること。
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること。

2 騒音被害の実態把握及び必要な対策の実施

- 騒音測定器及びカメラの増設や、市町が設置している騒音測定器の国設置への切替など、国の責任において、騒音被害の実態把握を進めること。また、測定結果を早期に提供すること。
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること。
- 住宅防音工事区域の第1種区域に係る指定値を、62dBから航空機騒音の環境基準の57dBに改めること。
- 空母艦載機着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること。
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること。

3 自治体への財政措置の拡充

- 訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること。

〔新たな財政措置の方法例〕 ～ 防衛施設周辺生活環境整備法施行令等の見直し(拡充・緩和)

- ・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の県・市町への交付金の創設
- ・学校等の防音対策基準の見直し

国への提案事項

4 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。

【提案先省庁：外務省、防衛省】

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30. 3完了)により、騒音被害が拡大。
基地周辺だけではなく、訓練空域等においても増大。

・航空機騒音(70dB以上(掃除機、騒々しい街頭))の発生状況

		平成29年度	移駐完了後8年平均 (平成30～令和7年度)	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	7,563回	3,691回 (2.0倍)
(主な地点)	岩国飛行場周辺	2,322回	4,030回	1,708回(1.7倍)
	訓練空域下	697回	856回	159回(1.2倍)

- しかしながら、国の騒音被害対策は、基地近辺の騒音にしか対応していないため、現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外。

【米空母艦載機部隊配備特別交付金】〔対象市町村〕：施設所在地と、隣接市町村

【再編関連特別地域整備事業補助】〔対象都道府県〕：施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】〔対象市町村〕：特定防衛施設所在地



訓練空域、飛行ルート下の自治体でも被害対策が実施できるよう改正が必要。

- オスプレイに関し、訓練に係る飛行高度の引き下げや、令和5年11月の屋久島沖での墜落事故、岩国基地への配備等を受け、県民から不安の声が寄せられている。

【令和5年6月 日米合同委員会合意】

沖縄県を除く日本国内の山岳地帯において、安全を確保し、かつ地域住民の生活環境への影響を最大限に回避した上で、200フィート(約60m)までの高度で飛行訓練を実施する。(従前は500フィート以上の高度で飛行)